

大規模災害時、市長が認めた場合は 他自治体が指定した工事店も 給排水設備工事を行えるようになります

施行日
令和7年
12月25日

横浜市水道条例・横浜市下水道条例の改正によって

- ▶大規模災害時でも工事店が確保しやすくなります！
- ▶生活環境の早期回復が可能になります！

令和6年1月の能登半島地震の際、工事店の被災により対応できる工事店が不足し、給排水設備の復旧が遅れました。

横浜市では、大規模災害時に迅速な工事ができる体制を確保するために、横浜市水道条例及び横浜市下水道条例を改正しました。

改正前

横浜市の指定工事店のみ
施工可能



改正後

市長が認めた場合、他都市が指定
した指定工事店も施工可能



お願い

平常時は従来通り、市の指定工事店による施工をお願いしています。

給排水設備は、お客さまの財産です。工事は、お客さまが直接、指定工事店へ依頼してください。

横浜市水道局キャラクター
はまピョン



横浜市水環境キャラクター
かぼのだいちゃん



お問合せ

給水装置・水道条例に関すること

水道局給水維持課 TEL:045-671-3069

MAIL:su-kyusuiiji@city.yokohama.lg.jp

排水設備・下水道条例に関すること

下水道河川局管路保全課 TEL:045-671-2829

MAIL:gk-kanrohozen@city.yokohama.lg.jp